

2015年日本政府年次報告
「民間職業仲介事業所に関する条約」 (第181号)
(2015年6月1日～2016年5月31日)

1. 質問Ⅰについて

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない。

2. 質問Ⅱについて

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない。

〔第1条〕第1項 (c)

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない。

〔第2条〕第2項

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない。

〔第3条〕

前回までの報告中

「有料職業紹介事業、無料職業紹介事業（学校等、特別の法人又は地方公共団体が行うものを除く。）及び一般労働者派遣事業については、許可制がとられており、これらの事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない（職業安定法第30条及び第33条、労働者派遣法第5条）。

なお、許可の有効期間については、有料職業紹介事業及び一般労働者派遣事業について、新規許可が3年、更新が5年とされ、無料職業紹介事業（学校等、特別の法人又は地方公共団体が行うものを除く。）について、新規許可、更新ともに5年とされている（職業安定法第32条の6及び第33条、労働者派遣法第10条）。」

を

「有料職業紹介事業、無料職業紹介事業（学校等、特別の法人又は地方公共団体が行うものを除く。）及び労働者派遣事業については、許可制がとられており、これらの事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない（職業安定法第30条及び第33条、労働者派遣法第5条）。

なお、許可の有効期間については、有料職業紹介事業及び労働者派遣事業について、新規許可が3年、更新が5年とされ、無料職業紹介事業（学校等、特別の法人又は地方公共団体が行うものを除く。）について、新規許可、更新ともに5年とされている（職業安定法第32条の6及び第33条、労働者派遣法第10条）。」

に改める。

「学校等、特別の法人又は地方公共団体が行う無料職業紹介事業及び特定労働者派遣事業については、届出制がとられており、これらの事業を行おうとする者は、厚生労働大臣に届出をしなければならない（職業安定法第33条の2、第33条の3及び第33条の4、労働者派遣法第16条）。」

を

「学校等又は特別の法人が行う無料職業紹介事業については、届出制がとられており、これらの事業を行おうとする者は、厚生労働大臣に届出をしなければならない（職業安定法第33条の2及び第33条の3）。」

と改め、その下に

「なお、地方公共団体については、無料の職業紹介を行う場合の厚生労働大臣への届出義務を廃止し、厚生労働大臣に通知を行うものとする等と内容とする職業安定法の一部改正を含む地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第47号）が制定された（2016年8月20日施行）。」

を追記する。

〔第4条〕

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない。

〔第5条〕

第1項

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない。

第2項

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない。

〔第6条〕

2005年の報告中

「派遣労働者の個人情報の取扱いに関し、派遣元事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、派遣元指針が定められている（労働者派遣法第47条の3）。」

を

「派遣労働者の個人情報の取扱いに関し、派遣元事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、派遣元指針が定められている（労働者派遣法第47条の4）。」に改める。

また、「船員派遣元事業主は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならず、当該事業の業務に従事する者でなくなった後においても同様であることとされている（船員職業安定法第104条）。」の下に、

「さらに、派遣船員の個人情報の取扱いに関し、派遣元事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、「船員派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成17年国土交通省告示第221号）を定めている（船員職業安定法第96条第2項）。

当該指針においては、社会的差別の原因となるおそれのある事項等の収集を原則禁止し、個人情報の収集の際には、本人から直接収集する等適法かつ公正な手段によるべきこととする等、船員派遣元事業主が個人情報の収集、保管及び使用に適切に対処するとともに、秘密に該当する個人情報を知り得た場合にはこれを厳重に管理すべきこと、個人情報の取扱いに関する苦情処理に関する事項等を含む個人情報の適正管理に関する規程を作成し、これを遵守すべきこととする等、

個人情報の適正な管理を行うよう定めているところである。

なお、船員職業安定法においては、船員派遣事業について、個人情報を適正に管理し、及び派遣船員等の秘密を守るために必要な措置が講じられていることが許可の基準とされ（船員職業安定法第57条第1項第2号）、また、派遣船員等の個人情報の管理を行う派遣元責任者の選任が義務づけられている（船員職業安定法第76条）。」

を追記する。

〔第7条〕第2項

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない。

〔第8条〕第1項

2005年の報告中

「労働者派遣事業においては、派遣元事業主及び派遣先が、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって労働者の意思に反して労働を強制することは罰則をもって禁止されており（労働基準法第5条、同法第117条、労働者派遣法第44条）、労働基準法第117条の処罰を受けた派遣元事業主は、許可取消し又は事業廃止命令の対象となる（労働者派遣法第14条第1項、第21条第1項）。」

を

「労働者派遣事業においては、派遣元事業主及び派遣先が、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって労働者の意思に反して労働を強制することは罰則をもって禁止されており（労働基準法第5条、同法第117条、労働者派遣法第44条）、労働基準法第条の処罰を受けた派遣元事業主は、許可取消しの対象となる（労働者派遣法第14条第1項）。」に

「労働者派遣事業においては、派遣元事業主には、労働条件及び就業条件の明示義務が課されており（労働基準法第15条第1項、労働者派遣法第34条）、これに違反した場合は処罰される（労働基準法第120条、労働者派遣法第61条第3号）。また、労働者派遣法違反を行った派遣元事業主は、許可取消し又は事業停止命令等の対象となる（労働者派遣法第14条、第21条）。」

を

「労働者派遣事業においては、派遣元事業主には、労働条件及び就業条件の明示義務が課されており（労働基準法第15条第1項、労働者派遣法第34条）、これに違反した場合は処罰される（労働基準法第120条、労働者派遣法第61条第3号）。また、労働者派遣法違反を行った派遣元事業主は、許可取消し又は事業停止命令の対象となる（労働者派遣法第14条）。」に改める。

第2項

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない。

〔第9条〕

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない。

〔第10条〕

2001年の報告中

「派遣先が講ずべき措置に関する指針（1999年労働省告示第138号）において、派遣先は、」

の下に

「派遣労働者の苦情の処理を行うに際しては、派遣先の労働組合法上の使用者性に関する代表的な裁判例や中央労働委員会の命令に留意することとされている。また、」を追記する。

〔第11条〕

2014年の報告中、

「さらに、労働者派遣法が改正され（一部を除き2012年10月1日施行）、以下の内容が盛り込まれた。

- ・ 派遣元事業主に対し、一定の有期雇用派遣労働者等について、無期雇用への転換推進措置の努力義務化
- ・ 派遣元事業主に対し、賃金等の決定に当たり、同種の業務に従事する派遣先の労働者等との均衡を考慮する配慮の義務化
- ・ 派遣先に対し、派遣元事業主の求めに応じて、派遣先の労働者の賃金水準や教育訓練等に関する情報提供の努力義務化
- ・ 派遣元事業主に対し、事業所ごとのマージン率等の派遣労働者等への情報提供の義務化
- ・ 派遣元事業主に対し、派遣労働者として雇用しようとする労働者への待遇等の説明の義務化
- ・ 派遣元事業主に対し、派遣料金の額の派遣労働者への明示を義務化
- ・ 派遣先の都合により派遣契約を解除する場合は、派遣先に対し、派遣労働者の新たな就業機会の確保や休業手当等の支払いに要する費用の負担等の措置の義務化
- ・ 違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が、派遣労働者に対して労働契約を申し込んだとみなす制度の創設。」

を

「さらに、労働者派遣法が改正され（2012年10月1日施行。一部、2015年10月1日施行）、以下の内容が盛り込まれた。

- ・ 派遣元事業主に対し、賃金等の決定に当たり、同種の業務に従事する派遣先の労働者等との均衡を考慮する配慮の義務化
- ・ 派遣元事業主に対し、事業所ごとのマージン率等の派遣労働者等への情報提供の義務化
- ・ 派遣元事業主に対し、派遣労働者として雇用しようとする労働者への待遇等の説明の義務化
- ・ 派遣元事業主に対し、派遣料金の額の派遣労働者への明示を義務化

- ・派遣先の都合により派遣契約を解除する場合は、派遣先に対し、派遣労働者の新たな就業機会の確保や休業手当等の支払いに要する費用の負担等の措置の義務化
- ・違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が、派遣労働者に対して労働契約を申し込んだとみなす制度の創設。

さらに、2015年に労働者派遣法が改正され、以下の内容が盛り込まれた。

- ・派遣元事業主に対し、派遣労働者に対する計画的な教育訓練や、希望者へのキャリアコンサルティングの義務化
- ・派遣元事業主に対し、派遣期間終了時の雇用安定措置（雇用を維持するための措置）を講じることを課すこと（3年見込みは義務、1年以上3年未満は努力義務）
- ・派遣元事業主に対し、賃金決定等の際に考慮した内容の派遣労働者への説明の義務化
- ・派遣先に対し、派遣元事業主の求めに応じて、派遣先の労働者の賃金水準に関する情報提供や教育訓練の実施の配慮義務化
- ・派遣先に対し、派遣先の労働者が利用する福利厚生施設を派遣労働者が利用する機会を与えることを配慮義務化」に改める。

〔第12条〕

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない。

〔第13条〕

第1項

第3項

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない。

〔2015年条約勧告適用専門家委員会オブザベーション〕

（1）改正派遣法について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律については、2015年9月11日成立し、同年9月18日公布、同年9月30日施行された。改正法は、派遣労働者の一層の雇用の安定、保護等を図るため、派遣元事業主に対しては、正社員を希望する方に、派遣先への直接雇用の依頼を含む雇用安定措置、計画的な教育訓練や希望者へのキャリアコンサルティングを通じて、その道が開けるようにするとともに、派遣を積極的に選択している方については、賃金等の面で派遣先の責任を強化（派遣先の労働者に関する賃金等の情報提供等の努力義務を、具体的な措置を行う配慮義務に格上げ）する等、待遇の改善を図る等、派遣労働者の一層の雇用の安定、保護等を図るものである。

なお、条約の個々の規定との関連については、質問Ⅱをもって回答とする。

3. 質問Ⅲについて

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない。

4. 質問Ⅳについて

本条約の適用に関する原則的な諸問題について、裁判所等が決定を下したことはない。

5. 質問Ⅴについて

職業紹介事業については、2014 年度の事業報告によると、許可を受けた職業紹介事業者の新規求職申込件数は 15,827,411 件であった。また、2014 年度には、職業安定法違反等に対して、1,589 件の文書指導を行った。職業安定法違反により検察庁で通常受理した人員は、2014 年（2014 年 1 月 1 日から 12 月 31 日）において、83 人である。

労働者派遣事業については、2014 年度の事業報告によると、派遣労働者数（登録者数を含む。）は 2,630,325 人であり、常用換算派遣労働者数は 1,272,958 人であった。また、2014 年度には、労働者派遣法違反等に対して、8,788 件の文書指導を行った。労働者派遣法違反により検察庁で通常受理した人員は、2014 年（2014 年 1 月 1 日から 12 月 31 日）において、71 人である。

上記の他、（労働者派遣事業以外の）船員派遣事業については、2014 年度の事業報告によると、派遣船員として雇用されている船員の一日あたりの平均数は 2,968 人であり、派遣された船員の一日の平均数は 1,035 人であった。また、2014 年度には、船員職業安定法違反に対して、8 件の文書指導を行った。

6. 質問Ⅵについて

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

（使用者団体）一般社団法人 日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会